

第13回 神奈川県営水道事業審議会 議事録

日時：令和7年8月12日（火）15：00～17：02

場所：神奈川県新庁舎 10階 A会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 議題1：県営水道の諸課題について（施設整備など）
議題2：料金体系の今後の課題について
- 3 閉会

出席者（50音順、敬称略）

今井 朋男、岩橋 藍、宇野 二郎、太田 正、木村 郁子、熊谷 和哉、小泉 明、小泉 清、土野 顕一郎、高橋 晶子、沼尾 波子、ノヴィコヴ 瑠美

【1 開会】

【2 議題1：県営水道の諸課題について（施設整備など）】

- ・資料1「県営水道の諸課題等について（施設整備編）」について、事務局より説明した。

（小泉会長）

ありがとうございました。

今お話された内容を受けて、施設整備などにかかわる課題についてご質問、ご意見いただきたいと思います。

名簿順ということで今井委員からよろしくお願いいたします。

（今井委員）

鎌倉の話はどんな状況だったのかお聞きたいというところで、ちょうどご説明いただきましたので、そういう状況だったのかと改めて認識しております。

3点ございまして、1点目は今までは、基幹管路の復旧困難箇所という、いわゆる有事の際の耐震対策という観点だったのだと思うのですが、鎌倉は平時の中の腐食管理対策という観点だと思うのです。

先般承認された計画の中に、この腐食管理対策の更新計画は入っていると考えてよろしいのかどうかという、その件が1点目です。

2点目はエスカレーションの話で、まさに、都市ガス業界でもエスカレーションが始まっておりまして、建設業界をはじめ他のライフライン業界でも単価がどんどん上昇している状況になってきています。

これからも下がることはないのではと考えているのですが、エスカレーション的な要素というのは今立てられている計画の中では織り込まれておらず、単価は一定の金額になっていますから、予算金額を上限にすると対策できる物量が減っていくという状況になると推察しています。そうするとできるだけ早めに、また水道の単価の更新を考えなければいけないというイメージになるかと思うのですが、そこのお考えはどうかというのがお聞きしたい2点目です。

3点目は、先ほど耐震化計画の話の中で上水道下水道を一体で耐震化を進めるという話がございましたが、やはりこれは電気も通信もガスも使われているところであれば同じなのだと思います。同じタイミングで、この施設はもうしっかりした耐震、或いはその平時の対応をとられている、というようにしたほうがよいと思うのですが、他のライフライン事業者と連携しながら、そうしたこともやっていくというような観点は、これからご検討する予定があるのか。この3点でございます。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

1点目と3点目は、計画課の方から、回答させていただきます。

まず、1点目の基幹管路の更新につきましては、現在の計画では、基幹管路の耐震化率を今後30年で100%にする計画になっておりまして、基幹管路の計画については、現在進めている計画にも位置付けているところでございますので、ここについては、引き続き、今の計画を進めていきます。

ただ、今回漏水した鋳鉄管について、基幹管路にもその鋳鉄管であるとか、鋼管であるとか、いろんな種類があるのですが、やはり漏水のリスクが一番大きいのは鋳鉄管になっております。国もそこについては気にしていただきまして、鋳鉄管についてはできるだけ早急に更新する計画を策定せよという要請が出ておりますので、我々も、今の計画をそのままということではなくて、やはり優先度や、お金の面、体制の面もあるのですが、何とか国の要請にこたえられるよう、安全安心な水道につなげられるよう

に更新計画をもう一度策定する計画でございます。

3 点目の上下水道の関係ですけれども、これも今、国の方から上下水道の一体化、一体での更新という思いが非常に強いと伺っております。

他のライフラインとの連携について、最近の新しい状況というのは私も承知をしていないのですけれども、県営水道ではこれまで道路の掘削であるとか、そういったところでライフライン事業者と共同で施工させていただいたりして、工事費用の削減等には取り組んでまいりました。今井委員がおっしゃったような重要給水施設というところをひとつ作っていますので、その施設への上下水道とあわせて、通信であるとか、電力、ガス等のライフラインという観点は当然、必要なのかなと思っているのですが、まだ、今、国の方でそこについては伺ってはいないと。多分事業者ごとに、そこは進めているのかなと思っております。

(事務局)

2 点目の事業費の増に対する対応について説明します。

県営水道では5年間の計画を策定しており、現計画は令和6年度からスタートし、現在、2年目になります。令和8年度が中間年に当たりますので、全体的な中間点検を実施することを予定しています。

資料1の13ページ目に、今回の計画の主な指標値として数値目標を設けており、また、数値目標を設けてない項目についても、計画の中で何をどうしていくかという内容を記載していますので、中間年でその進捗を点検します。事業費が上昇している部分については、財政収支見通しとして、計画後半にかけて目標を達成していくためにはどれぐらいの事業費が必要なるかも含め、検証していきたいと考えています。

検証の際には審議会にご意見を伺いたいと考えています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

では続いて、岩橋委員、よろしくお願いします。

(岩橋委員)

公募委員の岩橋です。よろしくお願いします。

先ほどのお話の最初の方で、鎌倉市における漏水の事故について伺ったのですが、そこで、すごく大きな規模の事故だったにもかかわらず当日中に復旧したというお話だったのですけれども、一般的には、こんなに規模が大きくても、当日中に復旧するものなのだろうかということ、一般の目線として、特別何か違う事例があって、今回

行えたのだろうかといったところが、1点気になりました。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

今回、1日で復旧ということで、それはそれで非常に、よく体制を組んでやったというお褒めの言葉を議会からもいただいたところです。

県営水道は広域水道で給水人口270万人を超えています。そのような中で、いくつかの営業所を持っておりまして、その営業所ごとに、災害対応訓練を行い、給水車等も活用しながら、地元の市町と連携した対応をしております。

今回、漏水事故は未明に起きたのですけれども、多くの職員が参集し、復旧後にすぐに水張り、いわゆる水道管の修理が終わった後に水を張りました。ですが、当然そのままでは飲めない、濁りであるとか空気などが混じった白濁、そういったものへの対応が、特に鎌倉市は山間部ということで必要ということで、多くの職員を事前に参集させて各班に分けて、分散して現場で対応しました。

約1万戸の区域ではあったのですけれども、当日中には何とかぎりぎりというところで、復旧させることができました。

(小泉会長)

どうもありがとうございました。

続きまして、宇野委員、お願いいたします。

(宇野委員)

よくまとまった資料で、最近の状況がよくわかりました。ありがとうございます。

私からは1点だけ伺いたいのですけれども、昨今、事故等々が相次いでおりましてどちらかというと、冗長性をしっかり確保しようというようなことで、施設の計画立てられている、立てていこうというような段階にあるのかなと思います。

一方で人口も減少し給水収益も減っていくということで、メリハリつけて、一方では、ダウンサイジングであったり、スペックダウンのようなこともされていくのかなと思っております。

今回その辺りのお話が特になかったようにも思いましたもので、アセットマネジメントが、来年度からということだと思いますので、その辺何か考え方が現時点でありましたら、教えていただけたらと思います。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

冗長性、リダンダンシーについては、今後全ての送水管を輻輳化するのか、そのために新たに管を布設するのか、また他の系統から運用を変えて水を持ってこられないのかなど、個別の系統ごとに今後検討していきたいと思っております。

結局このリダンダンシーの調査の後、国も、この後の今後の補正予算で、こういった指針を出すのかというところも、我々としては注目しておりまして、やればやるだけいいのしょうけれども費用対効果の問題もありますので、そこは国の指示方針等を見据えながら対応していきたいと思っております。

そして、ダウンサイジングが今の計画に勘案されているかというところですが、これは今の需要の減に応じ、路線ごとに管網計算ソフトを用いて、一定程度、消防用水であるとかを確保しながら、最低限、どのぐらいの口径が必要なのかということも検討しながら事業を進めているところでございます。

(小泉会長)

それでは木村委員、お願いします。

(木村委員)

ご説明ありがとうございました。

とてもわかりやすいし、非常に鎌倉の例を見ても、短い期間でやれたというのは一市民として非常に助かります。

この間、私が他の会議に出たときに、富士山の爆発について聞きました。私が住んでいる相模原では約 30cm 灰が積もるということで、谷ヶ原浄水場も近いですし、寒川も同じ県内にあるので、その富士山の爆発等による噴火の灰について、どのような対策をとっているのか伺いたいと思います。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

富士山の噴火につきましては、平成 27 年頃に箱根で噴火があったときに、我々も他人事ではないということで、こういった水処理ができるのか、こういった性状なのかということについて調査をかけたことがございます。

その中で、神奈川県内の降灰量も算定しまして、木村委員がおっしゃったように、最大で相模原は山間部だと 30cm ぐらい、谷川浄水場は 22cm だったと思いますが、そうした降灰があったときに浄水場の機能を維持できるかということを検討してお

ります。

谷ヶ原浄水場については今後、リプレース、全面的に更新をかけるのですが、その際には火山対策も考慮し、いわゆる屋内化であるとか、もしくは覆蓋といいまして、上に蓋をかけるような対策などを行い、更新することを考えております。

寒川浄水場については、この後 20 年ぐらいですべて廃止する計画ですので、新たな設備としては、対応はしない計画としております。

ただ、一方でそれまで何もしないということではなく、ソフト面での対応をしているところでございます。

火山灰の浄水場への影響というのは、2 つありまして、まず水質がアルカリ性に傾いてしまうので、その傾いたアルカリ性を中性に戻すために、薬品の処理をしなければいけません。

その薬品の注入量がかなり多くなりますので、できれば発災後 3 日間から 1 週間程度、そういった対応ができるように、タンクの増量をするといった対応をしているところでございます。

もう 1 点の影響としては、池に灰が降って入ってしまうと、目詰まりが起きて、ろ過ができなくなってしまう。その場合には、全部の池というわけではないのですが、上に大きなビニールシートをかけて、仮設で蓋をかける対応を考えています。

これは東京都や、近隣の多くの自治体がそういった一時的な対応をしているのですが、同じように火山灰が池に入らないような対策もできるようにしておりますので、年に 1 回訓練等を行いながら、ソフト面での対応をしているところでございます。

(木村委員)

ありがとうございました。

私は、富士山の影響の範囲だって、相模原なんてそんなことはないだろうと思っていたのですね。

そうしたら、灰が 30cm ぐらい降るということと言われて、木造の古い家屋はすべて倒壊する恐れがありますよという話を聞いて、こんなに離れていても、富士山の被害があるということは水道もだな、と思ったのでお聞きしました。

ありがとうございました。ぜひそういうことも、県民の方にわかるような説明がどこかでできるといいなと思っています。ありがとうございました。

(小泉会長)

ありがとうございました。

それでは太田副会長、よろしくお願いいたします。

(太田副会長)

私の方から2件、確認させていただきたいと思います。

簡単な方としては、14ページ、計画等の実績関係なのですが、先ほど事務局のご説明では、落札率の影響がここに反映されているのだというお話で、要は入札不調ということかと思うのですけれども、入札不調対策としてはどんなことを考えておられるのか。対応されていると思うのですけれども、なかなか決め手となるようなものが、あるようでないような状態かと思います。その点、どのような感じになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

入札の不調については、工事の業者が、一時期に工事が発注されるとなかなか取りづらいということがありますので、年間で平準的に工事発注できるよう、例えばゼロ県債ですとか、いわゆる債務負担行為ですとか、そういったものを活用しながら、年間で一時期に工事の発注が集中しないような取り組みをしています。それが不調を減らすための一番大きい対策だと思います。

(太田副会長)

はい、わかりました。

それではもう1点なのですけれども、これは他の委員の方々からもご指摘がありましたが、16ページ、いわゆる上下水道一体化の事柄についてです。

これはいわゆる工事発注をまとめてやるというだけではなくて、耐震化計画という計画レベルで、一体化しようという内容になっていると思います。

そうしますと、県営水道の場合には下水道部門と水道部門が組織的にも事業的にも、分かれていますのでそこをどう調整していくのか、計画レベルからしてどうするかという話なのですけれども。

あともう1つは、下水の場合は特に、この八潮の事故が起きて、大野埼玉県知事も緩和要請をされて、その後ちょっとどうなっているのかはよくわからないのですけれども。いわゆるウォーターPPPを前提要件とするような、そういう国の縛りがあって、なかなかその縛りによって、迅速な対応がしにくいということで、緩和要求を出して

おられると思うのです。そうするとこの要件化に引きずられてしまうのではないかと
いうような懸念があったりします。

そういう意味で言うと、この部分、一体化していることに伴うことと、それがいわ
ば、ウォーターPPPなどの関連の中でこういった実際の影響を受けるのか、可能性が
あるのかをお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

太田委員がおっしゃるように、上水道は県営水道が運営しているのですが、下水道
については、流域下水道は県で、市町の公共下水道については各市が行っています。

今回のこの上下水道計画を作るという国の要請を受け、私どもも各市町をすべて回
りました。

回った中で、こういった要請というのは当然市町の方も承知しておりましたので、
こういった施設が重要施設に当たるのかとお聞きしました。災害拠点病院避難所、そ
れから防災拠点として、警察や消防などを挙げる市町もありまして、12市6町、各
市町によって少し意見が違っておりました。

なかなかこれを我々の方から統一してくれと言うのは難しいので、市町ごとの意向
をできるだけ尊重し、その上で優先順位を双方で決めた上で施設を選定して、計画に
載せていくという作業を行ったところでございます。

この後の実際の工事について、県営水道が広域水道であるということは国も十分理
解していますので、まず上水道は上水道、下水道は下水道で、それはそれぞれで進捗
管理を進めるようにと言われております。まずはそういった形での取り組みを進めて
いきたいと考えております。また、定期的に市町とは、年何回か連絡会議を設けてお
りますので、そういった機会に進捗管理等もしていかなければならないと認識してい
るところです。

(事務局)

ウォーターPPPについて回答させていただきます。

計画課長の方から回答があったとおり、工事については、水道と下水で一体的に進
めていくというわけではないところです。太田副会長ご指摘のとおり、下水道事業で
は交付金の要件として、ウォーターPPPを検討するという条件が多く出されていると
いうところが、この先の我々水道事業への影響も懸念されるのではないかとというこ
ろだと思うのですが、現時点では、下水道の工事と一体で実施する訳ではない中で、
どちらかという耐震化等の方で交付金をいただくような形で進めていければと考

えています。

(太田副会長)

その影響はあまり心配しなくてもよろしいということですね。

ありがとうございました。以上です。

(小泉会長)

ありがとうございました。

それでは熊谷委員よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

施設整備に関して、今後の検討を進めていく上で考えておいていただきたいことを、主に3点ばかりお話をしたいと思います。

まず1つ目。説明の中で、事業環境の変化があったというお話があったのですが、多分私は違うと思うのです。潜在的にこういう問題があったものが、具体的な事故例が出てきて顕在化しているだけで、何も水道にとっての事業環境の変化は、私はないと思っています。

皆さんの中でも、すでに前回答申の中で設備投資と料金の問題を掲げ、こういうことに将来ならないようにということで議論してきたわけで、ここを、事業環境の変化だと捉えてしまうのは、確かに今事故対応への1つの説明だとは思いますが、今後の施設整備に関しての諸課題を考えると、事故事例などをもって事業環境の変化、その転換として考えるというのは、私は何か違うのではないかと思います。

併せて、日本の中で、給水人口規模、技術力含めて、五指に入る県営水道の皆さんは、トップランナーです。

もちろん国の要請とか国がどう考えているかというのを見ていただくのは大切なことですが、それ以前に、皆様方が今持っている、この給水人口、利用者の方々と、それに対して供給する、この施設の状態を考えれば、おのずとやらなければならないことはわかっていると思います。

是非とも国の指示やその後の結論以前に、皆様の主体的というか、専門的な活動というか、今後の検討というのを是非とも期待したいと思っております。

そういう意味で、その料金のある程度抑制するため今まで設備投資、色々な施設整備関係を抑制した結果を正確に把握するということが必要でしょう。今一度、現在状態がどのような状況か、それに対してどういうことをやらなければならないか、それに合わせて、どういう資金が必要なのかという議論が答申に至るものだったと思いま

す。

ここの中でもありましたし当時の答申の議論の中でもお話させていただきましたけれども、更新率1%に相当する事業量というのは決して威張れるものではないのですね。1%あったって100年更新にしかないということを考えれば、当面の目標としてはそこをとにかく早く達成するというものであって、これから先の、施設整備や、投資行動を考えると、そこをある種のゴールにしてしまうのではないというのは、再三再四、前回の審議の中でもお話させていただいたつもりです。

ですからこれの中の資料の中でもスライドの11ページ目ですね。これまで量だったのをこれから質に変えるのではなくて、最低限の量を確保しながら、その事業量をどこに使うかという意味で、質をもう1回考え直しましょうということではないかと思います。

ということで、今後、せっかくの料金改定で持たれた資金を一体どこに投入していくのか、次なる議論はその具体的なやり方を考えていくことかと思います。

その間の中で特に、資料の21枚目、地震とか強靱化とか老朽化とかですね。国の整理の仕方っていうのはこういうふうに観点ごとに整理をするのですけれども、皆様から見れば、この3点を同時に処理するような1つの整備方針というのは十分あり得るわけですね。

地震対策用だとか、強靱化用とか老朽化対策というのではなくて、また、皆さんが持ってらっしゃる水道資産そのものを、次どう変えていくのか、その1つ変えることによって、どれだけの問題・課題を解決できるか、というように、全体を考えていくのではないかと思います。

更新、ダウンサイジングというのが多分その、具体策だということになるのだと思うのですけれども、これからやらなければならないことは現状から例えば、もちろん更新とダウンサイジングなのですけども、そろそろ現状の施設配置を前提にするのではなく、用水供給の神奈川県内広域水道企業団ももちろんありますし、5大事業者で議論されているような、横浜市であるとか、横須賀市であるとかですかね、少なくともこれらの事業者とどのような施設資産配置を持つのかより具体性を持って議論すべき時期に来ています。

加えて、例えば、小田原市の途中までを皆さんがやっていて小田原市本体の中心街を小田原市がやられているというような、こういう、今の事業区分自体をどう考えるかとかといったことも議論の中に入れるべきですね。

非常に良い参考資料で、ファイルの参考資料2（水道事業経営計画）の52ページに、県営水道の概要として給水区域の図があります。

上の図は県営の湘南水道の創設時、昭和8年、戦前の話です。今の神奈川県営水道

の水道施設の骨格は、やはりここからスタートしたのだなということを思わせるような施設の配置であったりしているわけですね。

ここから市街地の拡大、人口の増加、都市化、水需要の変化に伴って色々なものを継ぎ足し、加えていった、足し算型でやってきたもので、その下側です。令和5年4月1日現在、改めてこれだけのエリアに広がってしまったときに、元の骨格のままでいいのかということを是非とも考えていただきたい。

一番後ろ側の参考資料2の55ページ、浄水場にしても総配水系にしてもそうなのですけれども、このブロックの切り方自体が、本当にこのエリアに供給するときに、理想系なのかということから考える時期に来ているのだと思います。

浄水場を縮小しよう、整理しようとしているのは、神奈川県水道だけではなくて、お隣の横浜市横須賀市の最大の浄水場の共同浄水場である小雀浄水場ですら廃止するという方向で考えられているような状況のときに、これから先の30年から50年間でこういうことは、このエリア全体で起こり続けるわけですね。

これが、水源がバラバラであれば、各々で頑張らしようという話ですけれども、よくよく考えてみると、県内の水道事業者というのは実は水源は皆同じなのです。

基本的には相模川と酒匂川の二つの水源で、この神奈川県全体をほぼ支えているわけで、是非とも他事業者が一体何をやってどこに投資をしようとしているのか、その時、従来通りの各々の投資にまかせるのか、多分共同化することで全体最適を図れるところがたくさんあるはずです。

多分広域連携とか共同化っていうのは大きなキーワードです。特に皆さんが拡大するときに苦労されたときに、圧倒的に苦労されたのは土地の問題と浄水処理の問題だったのですが、今の技術レベルと社会状況を考えれば、それらの困難さは相当低くなっています。例えば学校の整理統合が進んで今後公共用地は昔ほど困らなくなる。

加えて浄水処理浄水場を作ることが絶対的に難しい時代かということ、膜処理を含めて新しい技術の中で小規模浄水場を作るとはそんなに難しいことじゃなくなっている。

絶対的に浄水場の数を減らしたいという昭和年代から平成初頭の状態と現在では、絶対的な技術レベルが変わっている。その技術レベルの中で、一体どういような施設群を最終的に持つのかを考える時期にきています。

人口が減りやすいところと、しばらくは維持されるようなところ、需要変動もあるわけです。ですから、私は、今の施設の置き換え、更新にとらわれるのではなく、今の施設を延命化して使いながら、高品質、高レベルな次なる水道システムの骨格をどうやって作っていくか。水道計画の基本に立ち返って次世代水道をどう作るかを考えていただきたいと思います。

前回の答申を作ったときは、とにかく絶対いろんな整備料が必要なのだということをきちんと証明することと、それに伴って、料金改定がどうしても不可欠だということの、第一段階目の突破だったと思います。

これから先のお話は、持ったお金をどう投じていくのか、それを現有施設にこだわらないこと。固定的なものというのは水源ぐらいであって、そこから下流の施設だとか管路送水系っていうのは、もっともっと考えられる余地があるというふうに思います。

それも、先ほどお話した通り、単独でやっていく必要がなくなりつつある。そういうことを念頭に置きながら、県という立場もおありなので、是非とも新たに、広域的に全体を見ていただきたいなというふうに思います。

ちょっと差し出がましいのですが、先ほど委員の方から2つばかり、ご質問がありましたので、私の知る範囲でお答えさせていただきたい。

1つは鎌倉の断水事故ですね、短時間でやられたっていうのはまず、夜間にあったものをよくあの時点で察知して、初動ができたって意味では本当に、ご本人たちはなかなかお話しされにくいと思いますけど、本当にその対応は素晴らしかったと思います。

一方で、1万戸の断水といいながら箇所が1ヶ所だったというのは、非常に、幸運であったということだと思います。

例えば能登半島地震のようなところで起こった1万戸の断水っていうのは、そこかしこで壊れたところがたくさんあるわけですから。同じ1万戸を解消しようと思っても1ヶ所を直したらそれで済むということではないので、ある意味、1ヶ所で大きな断水だったがゆえに、短時間で解消できたっていう面も一方であるという、そういう意味で、よく断水世帯とか何万人っていう、断水戸数が水道としての施設被害の大きさとは、なかなか合わない。そこが、実情というか、プロの世界とマスコミ報道とが、なかなか繋がりにくい点ではないかなと思いました。それが1つ目ですね。

2つ目は降灰の問題。遠いと思っていただくどころか、東京あたりも全滅ではないと言われるぐらいですから、いわんや神奈川県をや、ということです。降灰が30cmというと、まずもう都市機能がほぼ壊滅状態。道路がまず使えないと思うぐらいの被害状態です。

水道として何を考えるかという意味では、もう水源をやられてしまえば、もう仕方がないと思うのですよ。

じゃあそのために等量の地下水を準備するかといったらそんなことはこの地勢と地形と水文学的には絶対に不可能なので、せめて浄水場内以下のトラブルで止まらないようにするというのが水道事業者としてやらなければならないことではないかと

思います。

本州にいと浄水場が露天であるっていうのはごくごく当たり前のことのよう
に感じられるかもしれませんが、実は北東北より北側、北海道では、建屋の中に入
ってない浄水場なんていうのはありえない。

ですから実は日本の中で、こういうものっていうのは、地域的に持っているすごく
ローカルな常識なのです。沖縄県なども暑さ対策で、ついに建物の中に入れざるをえ
なくなって、向こうももう建屋の中に入れ始めていますけれど。

関東近辺でも、もうすでに覆蓋であるとか、建屋の中に入れる、更新のときにはも
う今のような露天の浄水場は全部やめてしまうというような方針を立てられている
ところも出てきていますので、そこまでの更新の間どうするかというのは非常に悩ま
しいところですが、基本的にはそういう問題が具体的に提示されている以上、持って
いる施設というのを、多少の費用増加を見ても、ちゃんと管理できるように室内化す
るということは必須の内容ではないかなと思っております。ちょっと長くなりましたが
以上です。

(小泉会長)

では続いて小泉委員、お願いします。

(小泉委員)

鎌倉市の事故に関してまた繰り返すようなのですが、確かにあの程度でよかったな
という感じですが、内容を見てみると、鋳鉄管というのは耐用年数が大体 40 年なの
だと言われています。今回は 60 年だったものですので、ごく当然破壊されてもしょ
うがないかなというようなところ、一部感じております。

さらに、給水車が 15 台も集まったというから、比較的、県営水道の中枢部で起き
た事故だからかなと思っておりますが、私が住んでいる厚木市は、伊勢原と一緒に営
業所で給水車が 1 台しかありませんと、かつて 10 年ぐらい前に県の営業所から言わ
れました。

というのは、災害対策で、私は集合住宅に住んでいますので、約 500 戸の人間がど
うなるかっていうことを最初に考えると、やっぱりインフラ、ライフラインが一番心
配で、特に水道の場合は、壊れちゃったらもうどうしようもないということで、厚木
の営業所と相談を何回か重ねておりました。

給水車 1 台じゃちょっと頼りないなということで、私たちとしては、全員私どもは、
集合住宅ですから専用水道で、約 1,000t 近い受水槽を持っております。ですので、こ
れを確保しようということで今作業を進めておりますので、行政としても県としても、

これを民間と言ってはおかしいのですけれど、我々の力が、我々の水を、付近の住民にも与えられるような方策をとっていただき、もちろん、無償で飲もうというような気はありません。1,000tの水をみんなに配っても、たかだか知れておりますので、その辺は、私たちの住民の、地域の住民のための生活用水として使わせていただきたいと、ということを知り、これから話を進めていただきたいと思います。

今回災害対策のことになると思うのですが、今回は漏水事故で、本当にごく一部が壊れたわけですが、本当の災害というのは、能登半島ばかりでなくて東日本もあるし、阪神淡路もありますし、広範囲の中で起きた場合、特に、日本の中心部で一斉、例えば東京、千葉、埼玉、神奈川と、この辺の地域の水道は壊滅的な損害を受けると思います。これに対して、どこに力を借りようとしているのか。

この近くで手助けになるところは壊滅状態ですので、関西方面であるとか九州方面からの力を借りなきゃいけないのですけれど、東京であるとか千葉であるとか埼玉とか、みんな分散されちゃうので、これは大変なことになると思います。

この辺もひとつお考えになっていただきたいと思います。当然考えていると思うのですが。神奈川県の水道というのは、先ほどご説明あったように、水源は共通ですが、県営水道があり、市の水があり、それに、用水供給事業団がある。非常に複雑な形を持っております。より広域化を図るためには、県が主導として、1つの水道1つの施設、そんなことができないことはないような気がします。

例えば東京都は営業までは全部やっていますね。千葉県も、ある程度やっていますし今、千葉県は複雑なのですが、いくつかの企業団を持っていて、それに県営水道が入ったり、その下部に、営業所を持っている市水が入ったりして、複雑なのですが、埼玉もやや統合されつつあります。神奈川県についても、将来構想を練るのでしたらばこのようなことも考えていただきたいと思います。

また、国から12億か何かの、助成金があるというようなことをお聞きしましたが、それ以外にも、企業債をある程度今発行しておりますけれど、これなんかも、活用して増額したり、一時的にその値上げを見せるためには、企業債等の発行をして、負担の平準化を図っていただければと思っております。以上です。

ありがとうございました。

(小泉会長)

時間の関係もありますので、土野委員よろしく願いいたします。

(土野委員)

私からは毎回同じようなことを言っておりますけども、どうしても物価高、特に労

務費、資材費の上昇と、予算計画との関係、それからもう1つは、労働力人口の減少に伴う、受託者側の受けるパワーの低減みたいなところが非常に気になっています。

今回も令和6年度予算よりも決算額が低かったということで、先ほど、その要因は不調との関係というお話がありましたけれども、だとすると、まず、今回不調になった分は、計画したとおりの工事なり対応ができなかったということでしょうから、それはどこかで穴埋めをしていくような計画になっているのかということと、仮にこのペースで、例えば労務費等は5年間で2割とか3割とか上がっていますけれども、そうすると予算計画を変えなかったら、発注できる工事の量が2割3割減っていくということになるのだと思います。その様な状況と全体の更新計画との関係をどう整理していくのかということとは大きな問題なのだと思います。

先ほど少しPPPのお話が出ました。PPPが万能だとは思いませんが、さはさりながら、工事を受ける側の人的リソースを含めた経営体力というようなことも考えると、計画しただけの工事をちゃんと進めていくためのやり方みたいなもの、戦略みたいなものを、民間と胸襟を開いて協議するということも必要なのではないかと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。

時間の関係がございますので、事務局側の回答は後程お願いすることにいたします。
高橋委員、よろしくお願いします。

(高橋委員)

ご説明ありがとうございました。

各委員からの様々なご意見、それからご質問への、県営水道からの回答も踏まえまして私もいろいろと理解を深めさせていただきましたので簡単にコメントさせていただきます。

やはり直近での鎌倉市ですとか八潮市、京都市の事故経験というのは、こういったところに事故発生リスクがあるのかということを示唆している重要な経験値になると思いますので、そこでの対応状況といった経験も踏まえつつ、またそれを受けて今、国の方でも、様々要請を出したり、指針を出したり、考え方を示しているという動きがありますので、その辺の対応、求められている状況ですとか、議論の内容も踏まえつつ、やはり委員からのご発言の中にもそれぞれございましたけれども、神奈川県営水道としての保有している施設の現況が今どうなっているのか、その中でも、やはり早急に対応していかなければならない地域的要因がある施設はどこにあるのか、その

事故発生リスクはどの程度高まっているのかといったところについてタイムリーに状況を把握しながら、今回の答申の中に記載しておられましたけれども、戦略的な管理方針ということで量から質へとありますが、両施設ともに事故発生リスクに的確に対応していくような形で、今後の施設の維持管理更新ですとか、また給水人口の動向等も踏まえながら、最適な施設配置の検討というものを、不断に続けていく必要があるかと思います。ですので、直近では令和 8 年度におけます中間点検というところでも、実際その現行の計画に対して、どの程度対応できているのか、またその対応状況も踏まえながら、今回まとめていただいたように、県営水道としてはどういうところにリスクを感じているところがあるのかといったところを振り返りながら、引き続き対応を進めていただけたらと思っております。

(小泉会長)

どうもありがとうございました。

続いて、沼尾委員、よろしくお願いいたします。

(沼尾委員)

私の方からは 2 点、ご質問をさせていただきたいと思います。

1 点目は先ほどの鎌倉の漏水事故の話なのですが、本当に臨機応変に職員の方が集まって対応されたというところなのですが、営業所については、例えば料金徴収なんかも含めてかなり民間業者に営業所の運営は委託されていると思うのです。

そうすると営業所にいるのは民間の方だというときに、こういった事故が起こったときの対応というのは民間とも連携しながらやられているのか、急場への対応というところで職員体制については足りているのかというところを教えてください。

今の話と関わってもう 1 点なのですが、国の方ではこういう地震や事故が起きるとすぐに、対応しなければということで計画を策定せよという話が出てくるのだと思うのですが、当然ですが県営水道の方では、こういった例えば鑄鉄管更新計画ではないけれども、そうした目標に資するような考え方で、一定のリスク管理というのはこれまでもやってこられていると思うのです。さはさりながら、こういった計画を策定しなさいとなれば、それはそれでまた作らなければいけない。

それで、実際に県営水道の方の、県庁本体での職員数というのも、今かなり厳しくなっているのではないかと思います。その辺りのマンパワーというのは大丈夫なのかということと、あとはこういった計画策定等を行うことに対する、例えば国からの財政措置、あるいは、この計画を策定したことに伴う、例えば鑄鉄管の更新についての国庫補助のようなことで、国の方から一定の手当というのが行われている

と理解していいのかどうか、それは上下水道の耐震化の話もそうですし、先ほどの大口径管の更新や複線化の話もそうだと思うのですけれども、つまり計画策定だけが起きている状態なのか、一定のそこでの財政手当のようなものがされていると理解していいのか、そこを教えてください。

(小泉会長)

今のご質問にお答えいただけますでしょうか。

(事務局)

まず、災害時における委託業者との連携について説明します。現在、実施している民間委託では、料金徴収業務で水道メーターの検針等を包括的に委託していますが、その委託の中で災害時における協力協定を結び、実際に災害が起こった際に、駆けつけていただくことを含めています。これは、民間への委託を進めることで職員の減少に繋がり、いざというときに、職員では対応しきれないということも想定されますので、災害時の協力協定を締結しているものです。

次に、国庫補助についてです。現在、国では、計画を作るだけを求めるのではなく、財政支援として、補助要件の緩和や新たな補助の創設など、財源の裏付けをもって進めていただいていると認識していますが、そもそも国庫補助は、水道料金が高くなりすぎることにへの対応や、地形的に施設整備に費用がかかるために国庫補助が必要となるといった、経営基盤が少し弱いところに充てていくという趣旨と考えています。現在、県営水道では国庫補助の獲得に動いていますが、補助要件の緩和という部分について、国にもう少し対応いただきたい部分もありますので、引き続き要望していきたいと考えています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

ではノヴィコブ委員、よろしくお願いします。

(ノヴィコブ委員)

私からは1点だけ。

たまたま鎌倉に知人がいるものですから、このときに、行政と連携されていていろいろと対策していただいた後のことなのですけれども、その人によると、どうしようとなったときに、市に電話をしたら、そこはちょっと水道局の管轄だからというような対応で、それで水道局に電話をしたら、それは後々市からご案内させていただきますと

いった感じで、ちょっとたらいまわしのような状況に陥ったときがあったときがあったようなのですが、その話からちょっと連携に、実際は不安があったということを、一市民として、聞いておりました。その辺を少し伺えればと思います。

(事務局)

鎌倉の漏水事故における当日の連携として、鎌倉市では、県営水道からの連絡をもとに市においてコールセンターを設置し、市の職員が問い合わせに対応に応じるような体制づくりをしていただきました。

一方、県営水道では、現地の鎌倉水道営業所その他、県営水道のコールセンター内に「緊急ダイヤル」として、水が出なかった場合の問い合わせや、緊急的な通報を受けける部門を設置していますので、そこで問合せへの対応を実施してきました。

県営水道では、事故への初動対応として、まずは復旧に力を入れる、また、断水に対して応急給水に力を入れるということで、現場出動という点では、統率を取って進めることができましたが、今回の反省点として、情報管理があげられます。例えば、市に対しての情報共有の方法であるとか、それから、市において、こういった問合せを受けていて、県営水道から何をお伝えすべきかといったことの連携について、課題が残ったものと受け止めています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

一通り回っていただいたので、先ほど、熊谷委員、小泉委員、士野委員のご発言について、もし事務局の方で何かお答えすることがあればお願いしたいと思います。

(事務局)

まず、小泉委員からご発言のありました企業債の活用について説明します。

県営水道では、他の水道事業者に比べて企業債を活用してきたという経緯があります。平成18年から料金を据え置いてきた中で、企業債をこれ以上活用するとなると将来世代に大きな負担を残すことになりますので、今回、料金改定を実施したものです。現役世代に求める水道料金と、将来世代の方をお願いする企業債の償還についてバランスをとる必要がありますので、企業債の償還が将来世代に重い負担を押し付けることがないように、企業債の活用を考えていきたいと思います。

それから、災害対策についてです。災害が関東地方全域など広範囲に及ぶ場合では、県営水道は相互応援協定として遠く離れた水道事業者とも協定を締結しており、例えば、香川県の広域水道企業団にも応援していただけるように備えています。また、全

国的な水道事業者の組織として日本水道協会があり、能登半島地震の際には、まず、中部地方のうち名古屋市が先陣として現地の応援に入りましたが、その後、関東地方を初めとして全国から応援が入るという形で応援体制を整えていましたので、広域の災害についても、こうした対応になると考えています。

次に、土野委員から、事業費の決算について、入札不調が原因で決算額が減少しているとなれば、予算で想定した事業量を実施できてないのではないかとといったご指摘をいただきました。

決算額の減少要因は、入札不調というよりも、官公庁の会計では予算を確保して、実際の執行時には入札を実施しますので、その落札率により、予算に対し数%下がって契約を締結することになり、その差額が大きな要因と考えています。なお、年度内に完了するように契約をしたものが、年度末になり、工期を若干延長する必要があるものも生じていますので、それによる遅れが今後の事業進捗の課題となるかと考えています。

また、工事執行の工夫では、職員のマンパワーも限られてきますので、現在実施している工夫として、設計について、すべてを細部まで設計せずに、概算数量という形で、ある程度の設計に留めた上で、詳細については事業者任せ、工事精算において事業者が作成したものを職員が確認するといった民間活用を進めています。さらに、デザインビルドという形で、設計と施工を一括して発注することで、職員のマンパワーを他の業務にも振り向けられるような工夫を図っています。

【議題2：料金体系の今後の課題について】

- ・資料2「料金体系の今後の課題について」について、事務局より説明した。

(小泉会長)

ご説明ありがとうございました。

第11回審議会で皆様にご確認いただいたとおり、この審議会では、県営水道が検討すべき課題について整理していく予定としております。

今回は令和6年度の決算見込みとして、経営計画の実施状況などから、現時点での県営水道の経営状況とともに、日本水道協会が定める水道料金算定要領の、改定内容について説明がございました。

これを踏まえて、事務局として、今後議論が必要な課題について整理した案が提示されたところでございます。

これらを踏まえて皆様から、これからご意見いただければと思いますが、この料金

改定の今後の課題については、前回の第 12 回審議会で、事前に太田副会長と調整していただくようお願いしておりましたので、まずは太田副会長から補足などをいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(太田副会長)

それでは時間も押しておりますけど、私の方から、先ほど事務局から説明がありました 18 ページ、最後のページの今後の議論が必要な課題の整理というところで、列挙されている事柄について少し補足説明をさせていただきたいと思います。

まず料金体系の関係ですが、ここで 3 点挙げられているわけです。1 つ目は基本料金ということになりますけども、中心となるのは、基本料金への固定費の配賦割合ということになるかと思います。答申では 41% を目標に、これを段階的に見直して引き上げていくということを示したわけですが、次回に向けた議論にとっては、全体のバランスを見ながら、料金収入に占める基本料金の割合につきまして、それぞれの使用者群が、実際そのことによって、どの程度の負担増となるのか、具体的な影響の兼ね合いの中で比較検討しながら、対応を考えていく必要があるのではないかと考えております。

2 つ目については基本水量になります。

基本水量については水道料金算定要領の改定に向けた議論の中でも、現在は公衆衛生の向上を急務とする事態ではないといったような整理もされておりますけれども、日水協の報告にも、こうした内容が述べられております。しかし、新たなウイルスの出現の可能性であったり、あるいは現在の PFOA・PFAS の問題などがありますように、公衆衛生的な部分といったものが必要でなくなったわけではないわけです。

ある面で言えば、今保たれている公衆衛生水準を維持していくという必要性は依然として残されていると考えるべきではないかなと思います。

一方で、基本水量を採用する事業体が減少傾向にあることも事実であります。

そうしたことを踏まえて、今後は基本水量を廃止した場合の社会的、あるいは経営的な影響を見極めて、基本水量のあり方について議論していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

3 つ目の逦増制についてですが、水道法の第 1 条、清浄・豊富な水を低廉に供給していくという、水道事業の使命とされている事柄でもありますし、これは憲法で保障されている生存権との兼ね合いもあります。そういう点からも、見直しのあり方を考える必要があるだろうというふうに思います。

一方で、事業構造が従来のような、大口事業者が水需要を増大させている状況ではないということも事実としてとらえていくべきだろうと思います。

そういう点を考えますと、大口事業者からより多く、料金回収していくということが、現実問題として難しくなっている実態を踏まえまして、逡増度自体は、見直していかざるをえないという状況に立ち至っていると思います。

こうした様々な要素を考慮しながら、どのようにして料金を設定していくのかという議論が引き続き必要だろうと考えております。

次に、料金制度関係として2点挙げられております。

最初は水道利用加入金ということですが、県営水道では、収益的収入として、この収入を計上しております。従って、仮にこれを減額または廃止した場合には、その分の減少分をどうするのか。水道料金の改定にこれが反映されていくのかどうか、こうしたことも考えていかざるをえないということになります。そうした兼ね合いを考えつつ、議論していく必要が引き続きあるだろうと考えております。

次に水道料金の減免、減額制度についてです。これらについては、県営水道としてのあり方を議論していく上で、減免制度を個別に扱うだけではなくて、生活用水の低廉化、あるいは福祉減免などを含めて、料金の枠内でこれらを決定していくのか、あるいは市町との関係も含めて、公費で整理すべきものなのか。こういうふうなあり方も踏まえて、俯瞰的に考える必要があるのではないかと考えております。

次に、最後になりますが、2番目の事項にある、先ほども少し議論になった最近の事業環境の変化への対応ということで、物価高騰と、災害や事故に強い水道づくりといったものが挙げられております。

まず、物価高騰につきましては、施設整備に関する課題の資料20ページ目で物価高、資材・労務費等の状況として、説明がなされております。ここ5年ほど、工事資材費や労務費、これが2割近く値上がりをしている実態がありますので、次期の計画の収支見通しを検討するにあたりましては、日銀の金融政策の変更に伴い、長期金利の上昇する可能性も含めて考慮していくべきことなのではないかと思っております。

また災害や事故につきましても、気象変動に伴う自然災害の、甚大化・多発化とともに、管路を中心にいたしまして、破損事故が全国的にも発生していくということなどを考えますと、回避が困難な不慮のリスクが高まっているというふうに受けとめるべき事柄もあるのではないかと思います。

そういう点ではいかなる場合においても、安定給水が求められる水道事業におきましては、いざというときに資金ショートを起こして、先立つものがないために対処ができないといったような事態は何としても回避する必要があるというふうに思っております。現行の経営計画の収支見通しにおきましては、最終年度の資金残高を前の計画年度の最終年度と同程度とするといったような考え方をベースにして、取り扱いを決めていたというわけですが、しかし今申し上げたような物価金利の上昇であると

か、あるいは災害事故の発生リスクへの高まりに対する対応を考慮しますと、必要とされる資金残高の確保につきましては、適正な水準を改めて考えていく必要があるのではないかと考えております。

なおここでは挙げられていないのですが、現在の水道料金の算定につきましては資金ベースによって行っていますが、水道料金算定要領では損益ベースを基本としているということもあります。そういう点では、資金ベースの算定を継続していくのか、あるいは損益ベースで考えていくのかという論点も、避けて通れないところがあるのかなと考えております。

ただ、損益ベースでの算定といった場合にはこれは具体的には、資産維持費を導入するということを意味しているわけなのですが、その算出につきましては、対象資産の3%を標準とするとなっております。その目的は、時々の料金算定期間、大体3年から5年における更新投資等に充てる再投資資金ということで、説明されております。これは、電気、ガスなどの、いわゆる資本調達コストを最適化していくことを目的とした事業報酬とは大きく異なっております。実態は資金ベースによる算定と基本的には変わらないのではないかとするのは私の感覚であります。

そういう点で私の認識に誤りがなければ、東京都を含む少くない事業体において、現在でも資金ベースによる算定が行われているのではないかと理解をしているところではあります。

そのため、幾分この議論は形式的なものとも言えなくもないと思うのですが、一方で7月に日本経済新聞にも掲載されましたけども、財務省の水道料金に関する分析であるとか、去年のEY Japanによる水道料金値上げの見通し、レポートといったものを見ますと、今後公費負担をゼロにしていくことを前提として、更新投資も含めた事業収支を考えていくといった予測がなされています。そういった立場からは、国庫補助金であるとか一般会計繰入金、あるいは企業債などを前提にして料金を算定する資金ベースについては、これを見なおしていくことになるのではないかと思いますけれども、そういう点で、この損益ベースへの移行すなわち資産維持費の算入といったことに対しては慎重な検討も必要になってくるのではないかと思います。

このあたりは、ここで具体的には指摘されておられませんけども、私の見解として申し上げさせていただきたいと思います。以上です。

(小泉会長)

どうもありがとうございました。では委員の皆様からもし何かご質問等、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

(熊谷委員挙手)

(小泉会長)

熊谷委員、よろしくお願いします。

(熊谷委員)

問題を追っていくと、本当にたくさんあって大変なことなのですけども。

特に料金体系の問題を考えると、その課題というか、基本的なスタンスをはっきり決めるところかなと思っています。

すでに、いろいろ、今回の料金改定の中でもやられた基本的な方向というのは、水道事業の費用構造を料金体系の中に反映させていく、その中で、激変緩和というのが1つのキーワードだったと思うのですが、一足飛びに変えきれない中で、暫定的に置いているものが混在しているのが今の状態だと思います。

この先を考えたときに、ゆくゆくどういう姿にしたいのかという点と、短・中期的に料金体系としてどうしていくかをはっきり分けて整理をするというのが今後の議論の考え方ではないかと思っています。

例えば、基本水量と逓増度は実はその生まれのときから、相反、表裏の関係にあって、逓増度を上げる反面として基本水量みたいなもので、水量が低いところの料金を抑えこまなければならないというものですから、これを各々問題として挙げるのではなくて、先ほどお話しした通り、水道事業の費用構造をどう見てもらうか、広い意味での広報戦略として、料金体系を考えるっていうところを基本に置いてですね、今後の議論を審議会の中でも、やっていきたいと考えております。

(小泉会長)

ありがとうございました。

何か事務局からご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。その他、いかがでしょう。

(宇野委員挙手)

(小泉会長)

宇野委員お願いします。

(宇野委員)

大変わかりやすい資料でした。

また、太田副会長からのまとめで大体、私も言いたいところがまとまっているなと感じましたが、細かなところは除いて若干付け加えますと、この課題のところに入れておくべきことということで言えば、先ほど資金ベースなのか損益ベースなのかって話もございましたが、その辺りの大きな算定方式について、再度検討する必要があると考えます。これが1点目でございます。

また、大きくは社会がデジタル化してきているところでございますので、水道料金制度のデジタル化についても考えてもいいのかなと思います。今、水道料金は、個別の顧客というよりグループ化されています。個別のグループに対して原価を割りつけるという個別原価主義と言えるかと思いますが、特に減免制度を考えていくときに、ある一定のグループを想定して原価を下げるとか、あるいは減免するかということをして、これまで個別の顧客と繋がることがあまりできなかったということがあって、おそらくそういうグループ単位で物を考えていたと思いますが、今後デジタル化されて、個々の顧客との繋がりを強化できるのであれば、そういうことも考えられるのかなあということで、デジタル化との関係も考えるべきなのかなと思います。

また経営の安定化ということが強調されていて、とても重要なことで、最適な収入を得る必要があるかと思うのですが、減免にも関係しますが、支払える料金というか、住民負担の問題ですので、取れるだけ取ればよいということではなく、住民としてどれぐらいだったら負担できるのかという視点も必要だと思います。

その場合、やはり小口径と大口径では負担能力が多少変わってくるだろうと。もちろん、応益的な考え方をしなければならなくて、応能的な考え方を水道料金に入れるべきなのかという議論もあろうかと思いますが、全くそういう議論を無視していくのもなにかと思いますので、どこかで議論する必要があるのかなと思います。

最後に、脱炭素やグリーン化について言われているご時世ですので、水道料金と、グリーン化、脱炭素化についても考える必要があるのかなと思います。もちろん逓増度を下げていくことが重要なのだろうと思う一方で、節水型の社会を作っていくという観点もあろうかと思います。もちろん節水されて収益が下がるというのは、短期的にはそう思うわけですが、中長期的な施設の規模などを考えていくときにも、節水についてどう考えていくのかということも、料金の制度と併せて議論すべきだと思います。

(小泉会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

リモートでご参加の高橋委員はいかがでしょう。

(高橋委員)

ありがとうございます。

議論 2 のご説明について、太田副会長様から、今後の方向性についてご説明いただいた内容に私は異論ありません。その内容で、次の審議会に向けての課題というものを、検討させていただければと思います。

(小泉会長)

はい、どうもありがとうございました。

他、委員の皆さん、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【3 閉会】

(小泉会長)

私から一点だけ今期の任期の最後となる、次回ですね、第 14 回審議会について、事務局をお願いをしたいと思います。

次回で、第二期の審議会が終了して、第三期の体制に議論を引き継いでいくことを考えますと、次回の第 14 回の審議会では、答申という形ではないにしろ、第二期で議論してきた内容を一度まとめて、第三期の審議会での論点を整理していくことが必要だと考えております。

今日委員の皆様から、非常に貴重なご意見をいただきましたので、そういったものをまとめた上で、次のステップに進めたいと思っております。

事務局にはですね、第 14 回の審議会に向けて、今回までの審議会での議論質疑等を踏まえてこれまで、第 2 期で議論してきた内容について、要点をまとめていただいて、私の方で調整させていただきたいと思っております。

その資料をもとに、第 14 回審議会では、次期につなぐべく、内容を議論したいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

(小泉会長)

ありがとうございます。

ではそのようなことで進めて参りたいと思います。

ご意見のある方がいらっしゃらないようでしたら、本日はこれで閉会といたします。